

中村一子です。

1) 最初に仮称ポートピア津幡に関することです。

今年4月にポートピアに関係する大きな事件がありました。茨城県の国民健康保険団体連合会が管理する保険金を着服したとして、この連合会の会計課主任が逮捕されました。横領した金額は3年間で約11億円。主任は連合会の調査に対し「金は競艇に使った」と話しているということです。

市町村が徴収した国民健康保険や介護保険などの保険料を管理している職員が、11億円もの大金を横領したことはもちろん許されることではありません。しかしここで今日わたしが言いたいのは、3年間で11億円のお金を競艇というギャンブルに使うことができるという事実についてです。その11億円はポートピア岩間とポートピア習志野で使われたということです。

さらにここで注目したいのは、11億円分の舟券を買ったのではなく、11億円分を競艇ですったと解釈できるということです。競艇は売上げの75%を買券客に払い戻す仕組みですから、単純に計算すれば、11億円を損するには44億円分の舟券を買ったのだと考えることができます。

すなわちこの3年間に、毎週平均約3000万円を舟券購入に使っていたのだということになります。

舟券購入には、さまざまな危険が潜んでいます。たとえば未成年者による舟券購入をどうチェックできるのか。私服を着ていればチェックはむずかしい。

わたしは、タバコの自動販売機でタスポがなければ買えないのと同じように、舟券も成人の本人確認証明付き舟券購入カードがないと買えないということにするべきだと思います。全国の舟券売り場がオンラインで結ばれている今日ですから、けっして無理な計画ではないでしょう。そうすれば、未成年者による購入は難しくなりますし、常軌を逸した購入のチェックや払戻しが誰になされたかというチェックもできるでしょう。犯罪のマネーロンダリングに競艇が応用される危険も防止できるだろうし、なにより、競艇事業の収支がはっきり白日の元に曝されて、不透明な金銭の流れができる余地がなくなるからです。

またギャンブル依存症の問題もあります。ギャンブル依存症の国際的な正式病名は「病的賭博」あるいは「病的ギャンブリング」というので、ギャンブル依存症は正当な精神疾患として認められている病気です。

ポートピアの設置は、病的賭博という病気を進行させることに繋がります。そして茨城県の11億円横領事件に見られるように、ポートピアにはいくらでもお金を賭けることが可能であり、犯罪の温床ともなるということです。

ボートピア反対に対して、「パチンコはよくて、なぜボートピアはだめなのか」と混ぜ返す意見があります。パチンコのような遊戯とは違い、ボートピアでは、現金で自動券買機から舟券を購入し、その同じ機械から、当たった分の現金が出てくるのです。これはまさに賭博行為です。パチンコ台からは、現金は出てきません。

またパチンコをやって、週末だけで3000万円のお金を使えるのでしょうか。ボートピアではそれが可能なのです。

ボートピアの開設には国土交通省の認可が必要です。このことは、国がボートピアの社会に及ぼす影響力の大きさを認識している証拠ではありませんか。

わたしがボートピアで観察したことですが、舟券を購入した人たちは、誰が払い戻し機へ行き札束をつかむかと息を潜めて注目しています。みんなの見守る中、当たった舟券をつかんで払い戻し機へと向い、大金を手にする。11億円横領で捕まった茨城県職員の、そのときは誇らしげで快感だったと警察で話しているそうです。わたしが大阪のボートピア梅田で見た光景とまさしく重なるのです。

今言ったように舟券購入に関し、さまざまな危険が考えられますが、この危険性に関する町長の考えをお聞きしたい。

またパチンコとボートピアとの違いについての見解もお聞きします。

次に、再三住民からの要求があったにもかかわらず、ボートピアの説明会を開いていない理由について質問します。

町長は、説明会は開かない。なぜなら広報で説明済みだからと釈明しています。しかし2006年11月の広報に「仮称ボートピア津幡設置計画について」が掲載されてからも、ますますボートピア反対の声が強まっていった事実を踏まえると、町長の説明に町民は納得しておらず、説明会を開くことは当然のことだと、わたしは思います。みどり市との行政間協定を結ぶ前に、住民に説明する義務があったのに、町はその義務を果さなかった。

町民のなかに、ひとりでもボートピア計画に対して不安に思う人がいる限り、説明はすべきです。生活を脅かされるのではという町民の不安に向き合うことなく、説明会を開かないことは、生存権という基本的人権を侵害しているに等しいのではないですか。

説明会をあえて開かない理由は何か？説明会を一度も開いていない理由を説明してください。

つづいて（株）グッドワンとWF企画について質問します。

津幡町は（株）グッドワンと2007年1月にボートピアに関する合意書を交わしました。

これに至るまでの経緯をたどってみると、2005年3月に本町の議員10名が青森県のボートピアなんぶに視察に行っており、翌月の4月舟橋の役員班長会にて「民間会社ボートピア企業進出について」の話がありました。そのときWF企画の寺岡取締役と萬上（まんじょう）企画室長、津幡町議会の議員一名が出席して、ボートピアに

ついでの説明があったようです。さらに翌月の5月、舟橋区で開かれた会合でポートピア誘致賛成多数により地元の同意がとれたということになったわけです。この同意のとり方については、わたくしたちは何度も議会で異議ありと訴えてきました。

4月の役員会で提示されたポートピア資料の提出者はWF企画となっています。このことからWF企画はポートピア誘致に際し、重要な立場にあると考えられます。

WF企画からの資料によると固定資産税や法人税とは別に、環境整備費として自治体に年間1億円以上の新たな自主財源が生まれることになるとあります。ところが、わたくしたちは、町からの説明では環境整備費は2400万円と聞いています。

WF企画の示す1億円以上と言う金額と2,400万円とには大きなへだたりがあります。

さらにこの資料では雇用に関してですが、「地元を中心に100名程度の雇用が発生し、年間300日以上稼働から、臨時ではなく本採用として安定した職場が提供される」とあります。

しかしながら、みどり市の桐生競艇の職員からの説明によると、桐生競艇では、人件費を削減するために正規職員を解雇し、新たに時給約800円のパートを雇って支出削減を図っているとありました。施行者である自治体がパート労働に切り替えている中で、津幡町での本採用はあるのでしょうか。当町の雇用もパート労働となるのではないのでしょうか。町長は雇用の確保を期待しているようですが、グッドワンは正職員何人の雇用を予定しているのですか。

雇用の内容をご説明ください。

WF企画からの説明と実際に誘致されるポートピア津幡と、どうしてその内容が違うのか。1億円以上の環境整備費が入るとか、100名程度の本採用とか、WF企画による説明を受けて、舟橋区からのポートピア誘致の請願がなされたのであれば、地元の同意というのは、企業、あるいは一部の議員が先頭にたつての過大で裏づけの無い（ホラ話のような）前情報をもとに仕組まれていったのではないかと考えざるをえないのです。

（株）グッドワンについてはポートピアの運営会社としての認識がわたしにはありませんが、このWF企画というのは何なのでしょう。

ポートピア津幡の誘致に最初から関わっているWF企画について、町長はご存知ですか。ご存知であればどのような企業なのでしょう。また、知っているということであれば町長はWF企画をいつ、どのようにして知ったのでしょうか。町長はWF企画の代表取締役 寺岡一夫氏や萬上企画室長とは面識があるのでしょうか。どのような経歴、肩書きの方なのかもお聞きします。

また、町は（株）グットワンと合意書を結びましたが、みどり市からの提出書類には（株）グッドワンとあります。（株）グットワンと（株）グッドワン。点がついているかいないかの違いですが、この二つは同一の会社ですか。町が登記確認して（株）グットワンだったものが、みどり市の書類には（株）グッドワンに変わっているのはなぜでしょうか。会社名を変更したのであれば、会社名を変えた理由は何か。（グット

ワンでは何か不都合なことがあったのでしょうか。) 町が契約書を取り交わした企業なので、町は会社名変更の理由もきちんと把握しなければなりません。

また、町長が(株)グット(ド?)ワンを優良企業であるという理由がわかりません。津幡町とみどり市との行政間協定書と、みどり市が(株)グッドワンとかわした合意書案を見比べると、その責任の所在が不透明だと思います。(仮称)ポートピア津幡に関して、責任の所在が不透明な状況にあると町長は思いませんか。

不振に陥ったときまず削減されるのは人件費です。

ポートピア玉川を運営する職員は、人件費を削減して広告費を増やし売り上げ増加を図っていると言っていましたし、どこの競艇施行自治体でも人件費問題が大きくなっていると聞いています。

廃止ということになれば、正規職員の退職金等の問題が解決されなければならず、そのために膨大なお金がかかります。廃止するにもお金がかかる。だから桐生競艇では大量失業が発生することを恐れ、欠員はパートタイムの労働へと移行させています。わたしが言う責任の所在とは、なにか問題が起こったときはもちろんですが、閉鎖廃止するときの責任を誰がとるのかということでもあります。

全国初ともいわれる民間主導のポートピアであり、責任の所在が不透明になっているとわたしは考えますから、大きな不安をもって質問いたします。

ポートピアに関しての最後の質問です。

行政間協定締結後、津幡町としてどのような手続きを踏んでいくのか。ポートピア開設まで、町は何をするのかその道筋を示してください。

2) まちづくり交付金事業の一環である北部公園事業について

北部公園事業はまちづくり交付金事業の中でも、もっとも大きな事業であり、10年計画で総額20億円。事業費の4割である8億円が国のまちづくり交付金でまかなわれる予定ですが、のこりの12億円に町は一般財源と地方債とをあてねばなりません。

昨年6億4900万円で用地買収を済ませ、今年、工事着工ということですが、いまだ公園のプランは明らかにされていません。

まちづくり交付金事業はその4割が、昨今、不明朗な会計が問題視されている道路特定財源でまかなわれています。全国のまちづくり交付金制度の交付額は、2004年度の導入以来2008年までの5年間の総額が一兆円に達する見通しであることが明らかになりました。たくさんの税金を使って、各市町村はまちづくり交付金事業を進めています。しかし今後、その道路特定財源が維持されるかどうかはきわめて不透明な状態です。このように国の方針が揺れている中で、空証文となるかもしれない交付金を当てにして事業計画を進めているのか。そのほとんどが町の持ち出しになるかもしれない20億円の公園が本当に今、必要なものなのかどうかを含めて再審議、再検討するつもりはあるのですか。

3) 学童保育について

学童保育とは子どもにとっては放課後の生活の場すなわち「第2の家庭」であり、それと同時に親の働く権利と家族の生活を守るという重要な役割もあります。

津幡町には現在、学童保育として、放課後児童クラブが6組織あります。(条南小のあしの子クラブ、英田小のぽけっとクラブ、井上小の虹の家、太白台小のもりもりくらぶ、中条小の第2あしの子クラブ、津幡小のつばたっ子の6つです。)わたしは、英田小学校に併設されたぽけっとクラブの運営委員会の運営委員を昨年からは務めていて、保護者が主体となって運営されている学童保育の様子を知ることができます。ぽけっとクラブで出会った保護者の方の熱意と行動力に、いつも感心しているのですが、学童数の増加に伴い、学童保育がさまざまな問題を抱えていることを知りました。学童保育についてまだまだ不勉強なわたしですが、学童保育に関して質問します。

(町は、学童保育の重要性を十分に理解し、保護者や指導員との連携を深め、情報を交換し、学童保育の充実に努めていることと思います。)

学童保育はさまざまな問題を抱えているのが現状です。

2001年と2007年の各施設の児童数を比較すると、あしの子クラブは54名だったのが107名へ。ぽけっとクラブは39名から50名へ、虹の家は22名から66名へ、もりもりくらぶは35名から44名へ、第2あしの子クラブは22名から70名へ。つばたっ子は20名から53名へと、どの児童クラブも学童数が増加していて、総児童数では2001年192名であったのが、2007年には390名と倍増しています。

これは津幡町だけの現象ではなく、全国的にみても受け入れ児童数はこの10年で2倍に増え、なお1万4千人が待機しています。学童保育の児童数増加に施設や受け入れ態勢が整っていないというのが現状なのです。

厚生労働省はガイドラインで適正規模を40人としていますが、大人数を抱える学童保育施設が増え、ベテラン指導員でも子どもたちへの対応に限界が生じ、子どもたちの間にも小競り合いや喧嘩などさまざまな問題が起こっています。それにもなつてか、来年2009年度より、学童71人以上になった学童保育には国からの交付金を取りやめになります。

津幡町ですでに71人以上に相当する条南小学校区のあしの子クラブはプレハブを増設し、児童を分割して対応するとのこと。中条小学校区の第2あしの子クラブもすでに70人の児童を抱え交付金取りやめの危機に瀕しています。

町には放課後児童健全育成事業実施要綱があり、町の責務として第4条に「放課後児童事業を推進するため、計画的に児童クラブの活動拠点の整備を図るものとする」とあります。

今後も施設を必要とする児童数の増加に伴い新設、増設、分離、分割等が必要になるでしょう。学童保育のニーズにあった施設整備を町は具体的に検討すべきだと思いますが、町としてはどのような計画があるのか。質問します。

またこれに関連しての質問ですが、ちかく改築される津幡小学校に併設する学童保育施設も児童増加を見越しての建設計画が望まれます。津幡小学校改築事業である学童保育施設の収容人数は何人規模を予定していますか。

学童保育には専任指導員がいて、子どもたちを見ています。

学童保育の深刻な問題のひとつに、専任指導員の人手不足があります。これは、指導員の拘束時間、仕事内容、責任等が給与に見合っていないので、希望者が少なく、人手不足になっているのではないかと考えられます。また指導員は専門的に勉強する必要があり、研修等での、資質の向上も求められ、そのための研修費も重要に思われます。

ぽけっとクラブでは、少しでも指導員の労働条件が改善されるようにと昨年、就業規則を改正しました。しかしそれでも、やっぱり給与は低いなと思われれます。町は指導員設置費として指導員ひとりあたり年間115万円を補助しています。実際に支払われる給与は各児童クラブの就業規則に応じてまちまちですが、支給額に大差はないと思われれます。ちなみにぽけっとクラブでは基本給として月額12万5千円を支払っています。せめて町の臨時職員並みに上げたいという意見を聞きます。しかし給与を上げるには施設への安定した収入が必要です。

保護者は工夫して運営していますが、学童保育の財政事情は、いつもカツカツです。町も財政難ではありますが、子どもの健全な育成と、保護者が安心して働ける環境作りにお金をかけることこそが、福祉に手厚いという町の評判を高め、若い世代の町への定住をうながし、税収も増やし、町の発展へと繋がるのだとわたしは思います。

施設整備と指導員の安定的な確保、そして学童保育のより一層の充実のために、町委託金を増額すべきだと思いますが、検討する用意はありますか。

常駐職員がいるシグナス内の児童センターの活用も含め、学童保育に関する町の姿勢と行動計画について説明してください。

4) 保育士を始めとする、町の臨時職員への待遇について

今年4月から施行された改正パート労働法は、地方自治体職員は適用除外となっています。しかし改正パート労働法の背景となった雇用実態の諸問題は自治体にも共有されるものであり、(まず自治体が手本を示すことが大切で、)地方公共団体の臨時職員の問題について直視し検討していかなければならないと思います。特に資格の必要な保育士の場合、約125名の保育士のうちその半数以上が臨時雇用であり、正規職員と変わらない仕事をこなしている臨時職員も数多い中で賃金の格差は問題となっています。

慢性的に保育士不足となっているのは、臨時保育士への待遇が大きな原因ではないか、臨時保育士への待遇を見直すべきではないかと思います。

正規保育士採用にあたり、臨時保育士の勤続経験年数を考慮することが大変むずかしいというのであれば、一定の年数を勤めた保育士には、手当等の支給、あるいは経験加算の導入など、取り入れていくべきではないでしょうか。

臨時保育士の昨年4月の平均勤続年数は3年3ヶ月と聞きました。これは3年勤めてみたが、先が見えない将来に望みをなくして、やめていく臨時保育士が多いからではないかと思うのです。せっかく経験を積んで能力を発揮できるようになった保育士が辞めていくのは子供たちにとって不幸なことであり町にとっても大損です。たとえば3年目から手当等の支給や経験加算による給与体系を考えてみるということを提案したいがいかがでしょうか。

改正パート労働法に伴い、臨時職員の待遇への町の取り組みを聞きます。

5) オーストラリア中学生海外派遣交流事業について

町長が、町政に穴を空け、8日間オーストラリアに出かけるということは、それなりの行政上の目的と成果がなければならぬと思います。

中学生海外派遣交流事業で町長がオーストラリアに行く行政上の目的は何なのかを質問します。

また、今年の日程表を見ると、8月21日から24日まで、引率者の市内視察が連日続いています。どこを視察する予定なのかが示されていません。市内視察の場所や視察目的を教えてください。過去3回の市内視察報告書は作成されているのでしょうか。また、それは公表されているのでしょうか。2007年度の事業実施報告には視察したという場所や公園名が記載されていますが、市内のリバーサイドパーク、リバー・ウェイ・パーク、ストランド・パーク、クィーンズ・ガーデンなどの公園やヘリティッジ・ティー・ルームという古い建物、ショッピング・モール、日曜市、タウンズビルを一望できる丘、博物館、水族館などありますが、視察目的はどんなものか、またどのような成果が得られたのだろうか、わたしとしては疑問に思ったので、これらの視察について質問いたします。

最後に引率者の日当についてお伺いします。この事業の初年度は、支出の旅費項目に日当として町長、早川教育長にひとり1日5600円、8日分で計44800円が支払われていましたが、2年目からは、教育長はじめ全引率者の日当は1日960円、6日分で計5760円となっています。その減額の理由は何ですか。今年の日当の金額はどのようになっていますか。

6) 全国選抜社会人相撲選手権大会について

まもなく全国選抜社会人相撲選手権大会が開催されます。100名近くの選手、役員の旅費と宿泊費の全額（平成18年度には370万円）を町が負担していることを昨年12月の定例会で初めて知りました。そのとき宮島教育部長は今後について「いろいろ見直しをかけていきたい」との答弁でしたが、昨年と今年と、違った取り組みがあるのでしょうか。あるとしたらどういった取り組みを予定しているのですか。

また、大会に参加する全選手の旅費と宿泊費の全額を、主催者である自治体が負担するというのは、相撲界独特の慣例なのでしょう。他のスポーツにもこのような大会の例はあるのでしょうか。

昨年のことですが、七尾に全日本大学選抜相撲七尾大会があるのを知り、電話で尋ねたとき、市職員の話では大会には総額400万円余りをかけていて、大学生の旅費、宿泊費は全額を七尾市が負担しているとのことで、津幡町と同じような手当てをしているのだとわかりました。ところが、今年3月の七尾市議会予算特別委員会で市長は、財政難のため今年60回目を迎える大会の中止を表明。あわてた市相撲連盟が開催事業費の半額を負担することを申し出て、なんとか今年の全日本大学選抜相撲七尾大会が開催されるということです。津幡町の大会よりもはるかに歴史と伝統を誇る七尾市の大会でさえ見直しを余技なくされているわけです。

今回あらためて、多くの町民にとって縁もゆかりもない他府県の選手たちによる社会人相撲大会を津幡町が経費負担することの意義を問います。

町の全国選抜社会人相撲選手権大会は平成2005年度までは商工観光課が担当していました。わたしの推測ですが当初この大会は観光的要素も高く、商店街の活性化をも目的にしていたと考えられます。それが2006年度から教育委員会の生涯教育課に担当が移ったということは、社会人相撲選手権大会の持つ意味も変わってきた結果ではないか。12月定例会でこのことについて大会の意義、内容に変化があったからなのかを質問しましたが、答弁されなかったので、可能なら併せてお答えください。